

自転車の飲酒運転で自動車運転免許停止

JJ1SXA/池

一寸前になりますが、東京都内で発生した、飲酒運転の自転車がバイクと衝突して、バイクのドライバーが死亡した事故で、自転車を運転していた人の自動車運転免許が停止されました。

え〜っと驚きの処分ですが、本当の話です、道交法 103 条第 1 項に運転免許停止要件が定められており、同項第 8 号、「運転免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせる恐れがあるとき」を適用して運転免許が停止されることとなりますが、これまでは、自転車の違反は自動車よりも悪質さが小さく、また同じ違反をしたのに、運転免許を持っているか否かで処分が異なるのは不公平になるという考えから、警察・公安委員会が規定の適用を避ける運用が行われてきたのです。

しかし、自転車による重大事故が繰り返され、その危険性や自転車運転者に対する処罰の必要性が叫ばれるようになり、道交法改正等でも厳罰化が進められ、このような運用が見直されてきたということです、ただ、運用の問題なので、まだ地域により違っていますが、厳罰化の中での運用方針変更は全国的な流れになるだろうとのこと。

今回の運転免許の停止は、自転車運転者の違反歴、行政処分歴などを踏まえ、今後、自動車等の飲酒運転を行う恐れが高いと判断され処分されたようです。

以前、「道交法の中の自転車とその他の雑学」(第 69 号・平成 19 年 12 月発行)で、自転車の飲酒運転のことを書きましたが、あれから 10 年近く経ち、ますます、自転車の重大事故が繰り返され、その危険性は格段に増大しています、自動車の運転時は当然のことながら、歩行中、自転車運転中もくれぐれもお気をつけください、自転車による死亡事故も増加している現状を認識しましょう。

以前何かの折に、業界に席を置いた私の経験談としてタクシードライバーは運転が上手だと言うなどと言うような話をしましたが、運転手不足から、中年のサンデードライバー、ペーパードライバーに教習で 2 種免許を取らせ、社内教習もそこそこに、現場に出していました、他社でも同じ、そんな怖いドライバーを信用して乗車する乗客はいい迷惑だ、だが、それが現実だった、その昔は、トラックの助手から運転手に昇格し、その後タクシー業界へという時代には、新米ドライバーでも技量には今とは格段の差があった、現在、バスの運転手が同じような状況だ、先日起きた、碓氷バイパスでの観光バスの転落事故など予測不能のものでは無い、大型自動車の運転経験がほとんど無くても教習所で大型 2 種免許が取れる、現に、大型の運転は自信が無いからと、前職場では、小型バスしか運転していなかったと聞く、一般的には、大型 2 種免許を持った観光バスの運転手がこんな状況だとは思われていない、もちろん経験豊富で技量に優れたドライバーもいる、見かけだけで安心は禁物、ダンプカーが近づいてくれば危ないと思うが、相手が自転車だとそれほど危ないと思わないが、自転車も自動車と同じ危険性があることを知るべきだ。